

ベンジルアルコールに対するラベル表示・SDS交付等の義務化について

近年、橋梁等の塗替工事において、塗料を剥がす作業に剥離剤を使用する例が増加しており、それに伴い当該剥離剤の主成分であるベンジルアルコールの使用も増加しているところですが、同時にベンジルアルコールを主成分とする剥離剤による労働災害が発生していることから、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則改正が令和3年1月1日付でされています。

主な改正内容は、以下のとおりです。

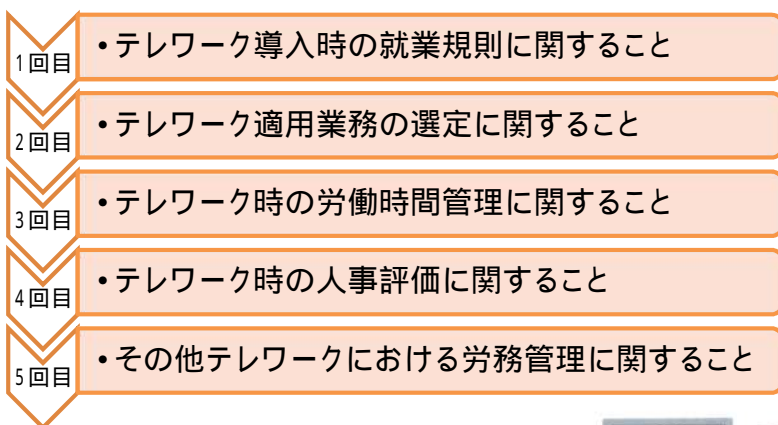
ベンジルアルコール及びベンジルアルコールを含有する製剤(含有量が重量1%未満のものを除く)について、SDSの交付が必要となります。

ベンジルアルコールについては、危険性または有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が必要となります。

テレワークにご関心がある方へ

テレワークに関する様々なご相談について、テレワーク相談センターをご利用ください。テレワーク導入に向けた労務管理のオンラインコンサルティング(5回まで無料)も受け付けています。

コンサルティングの主な流れ



○お問合せ等はこちら

電話 0570-550348 (平日9:00 ~ 20:00)

メール sodan@japan-telework.or.jp



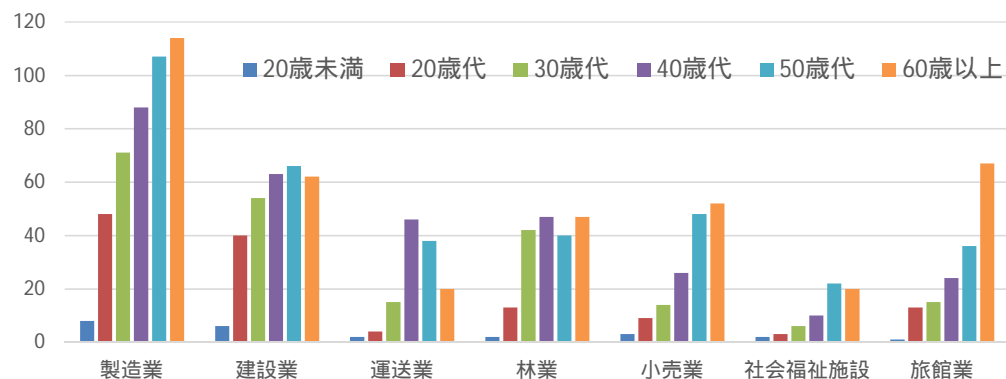
令和3年の労働災害発生状況について (4月末)

主要産業の死傷者数

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの

	令和3年		令和2年		令和元年(参考)		対前年比増減数		対前年比死傷者数増減率
全産業	41	(1)	38		43		4	(1)	10.0%
製造業	12		13		10		-1		-7.7%
建設業	10	(1)	4		4		6	(1)	150.0%
運送業	4		2		2		2		100.0%
林業	1		3		8		-2		-66.7%
小売業	4		3		9		1		33.3%
社福祉	4		0		2		4		
旅館業	3		4		2		-1		-25.0%
その他	3		9		6		-6		-66.7%

主な業種別年齢別災害発生状況(平成23年~令和2年)



建設業と林業においては若い年代においても事故率が高い。旅館業においては若い年代より60歳以上の災害件数が突出。製造業、小売業、社会福祉施設又は旅館業を中心として身体機能の低下による被災傾向が推定されます。エイジフレンドリーガイドラインに沿った取組みをR3.07号以降で紹介いたします。